

【 身内の介護やご高齢で、
今の生活に不安を感じている方へ 】

■在宅介護を希望される方のご自宅にお伺いし、生活全般にわたってお手伝いさせていただきます。

介護サービス対象となる方

◎介護保険の 要支援 1 , 2
要介護 1 ~ 5 の認定を受けられた方

※認定を受けていない方は、居宅介護支援事業所にご相談ください。

(津別町内の事業所)

社会福祉法人 恵和福祉会 津別町居宅介護支援事業所

TEL・FAX 76-3400

(津別町字共和 25 番地の 1 津別町デイサービスセンター内)

介護サービスの対象となるもの

身体介護

食事や入浴、排せつなどの利用者様の身体に直接触れる
介助サービス

☆排せつ介助 (トイレやポータブルトイレの利用の介助、おむつ交換)

☆食事の介助 ☆服薬の介助 ☆身体の正式・入浴の介助

☆身だしなみの整容・洗面 ☆着替えの介助・体位交換

☆通院・外出等の介助

など

生活援助

利用者 ご本人 が主に利用する居室の清掃・ご本人 の衣類の
洗濯・ご本人 のための調理などの日常生活の援助

☆居室の清掃 ☆薬の受け取り ☆洗濯 ☆生活必需品の買い物

☆衣類の入替え ☆一般的な食事の準備・調理・後片付け

介護保険サービスの対象にならないもの

介護保険の訪問介護サービスでは、家事のすべてをカバーすることは出来ません。

利用者ご本人以外の為の行為、利用者が居宅にいない時の援助、医療行為、窓ふき、ペットの世話、老人会や冠婚葬祭への外出の同行等は対象になりません。・・・詳しくは担当のケアマネージャーにご相談ください。

料金のご案内

予防（要支援 1,2 の人）介護予防訪問介護（1割負担額）

要支援 1,2（週 1 回程度の利用）	1 月につき 1,168 円
要支援 1,2（週 2 回程度の利用）	1 月につき 2,335 円
要支援 1,2（週 3 回程度の利用）	1 月につき 3,704 円

注：身体介護と生活援助の区分はありませんが、対象となるサービスは訪問介護と同じです。

介護（要介護 1～5 の人）訪問介護（1割負担額）

	サービスに要する時間	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上
身体介護	サービス利用に係る自己負担額	245 円	388 円	564 円
生活援助	サービスに要する時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上	
	サービス利用に係る自己負担額	183 円	225 円	

※利用者収入状況により、利用料が 2 割負担になる場合があります。

※上記料金に 特別地域加算 15% と 処遇改善加算Ⅰ 4.8%

特定事業所加算Ⅱ 10% が加わります。

※身体介護の場合、1 時間以上は 564 円に 30 分増ごとに 80 単位が加算されます。

社会福祉法人 津別町社会福祉協議会 訪問介護事業所
(事業所番号 0175200054)
津別町字幸町 27 番地 2
電話番号 0152-77-3107 (専用電話)
詳しい内容は、お問い合わせください。